

京都市消防局訓令甲第 9 号  
各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成 23 年 3 月 17 日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

目次中「第 4 4 条」を「第 4 4 条の 2」に改める。

別表第 2 規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する資格を有する者の項の次に  
次の 1 項を加える。

規則第 2 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する資格を有する者	規則第 4 条の 2 の 4 第 4 項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の写し
-----------------------------------	---

別表第 2 の 3 規則第 5 1 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する資格を有する者の項  
の次に次の 1 項を加える。

規則第 5 1 条の 5 第 1 項第 1 号の 2 に規定する資格を有する者	規則第 5 1 条の 1 2 第 3 項に規定する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の写し
---	---

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(消防局予防部)